

政府実行計画の実施の支援体制について

平成 19 年 3 月 30 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会申合せ

1. 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 19 年 3 月 30 日閣議決定。以下「実行計画」という。)に基づく関係府省庁の取組について、実行計画第四の7 及び実行計画の実施要領5 の点検並びに関係府省における効果的な取組に関する情報の提供などの技術的支援を行うため、地球温暖化対策推進本部幹事会の下に、以下のメンバーからなる支援チームを設ける。

内閣参事官

環境省地球環境局地球温暖化対策課長

環境省大臣官房総務課企画官

経済産業省産業技術環境局環境政策課長

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室長

2. 地方環境事務所、地方経済産業局及び地方整備局等は、実行計画に基づく地方における効果的な取組に関する情報提供を行うこととする。